

回 覧 令和5年5月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

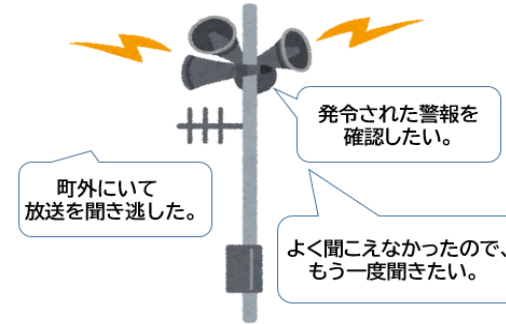
- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|---------|-------|--|
| 〈募集〉 | 1 | ◆令和5年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します |
| 〈お知らせ〉 | | ◆スマートフォン講習会&入会説明会を開催します |
| | 2 | ◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します |
| | | ◆「土砂災害防災訓練」を実施します |
| | 3 | ◆都城・北諸盆地『お口の健康フェスティバル2023』のお知らせ |
| | | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 4 | ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください |
| | 5 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |
| 〈保健と福祉〉 | 6 | ◆家族介護慰労金のお知らせ |
| (高齢者) | | ◆寝たきり老人等介護手当のお知らせ |
| | | ◆介護用品支給(助成)事業のお知らせ |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
 【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合があります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】 総務課 危機管理係 ☎ 52-1110 (直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| 〈農林畜産業関連〉 | 7 | ◆6月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 8 | ◆肥料価格高騰対策事業のお知らせ |
| 〈相談〉 | 9 | ◆6月1日は「人権擁護委員の日」です
～人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナーです～
◆「行政相談」を実施します |
| | 10 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



募 集

◆令和5年度就業支援講習会「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

■対象者 = ○県内のひとり親家庭の母、父および寡婦で、調理実務経験が2年以上あり、県が実施する調理師試験を受験する人。
※5月8日(月)～6月2日(金)に調理技術技能センターへ願書の提出が必要です。

○講習会の全日程に出席できる人

■講座内容 = 調理師試験準備講座(13時間45分)

会 場: 県総合保険センター(宮崎市霧島1-1-2)

定 員: 20人程度

※先着順になりますので、早めにお申し込みください。

■開催日時 = 8月19日(土)、20日(日)

午前9時～午後4時20分

■受講料 = 無料 ※ただし、テキスト代は受講生負担です。

県内保健所で購入してください。

■申込方法 = 次の書類を準備し、申込期限までにお申し込みください。

①令和5年度就業支援講習会受講申込書

(様式は、県母子寡婦福祉連合会の公式サイトからダウンロードするか、町役場福祉課まで取りに来てください。)

②「児童扶養手当証書」「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写し

■申込期限 = 6月30日(金)



★お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県母子寡婦福祉連合会

〒880-0007 宮崎市原町2番22号(宮崎県福祉総合センター内)

☎/ファクス: 0985-22-4696

公式サイト(「宮崎県母子寡婦福祉連合会」で検索) にお申し込みします。

お知らせ

◆スマートフォン講習会&入会説明会を開催します

町シルバー人材センターでは、「スマートフォン講習会&入会説明会」を開催します。スマートフォンの基本操作や便利なアプリなどを丁寧に説明します。また、シルバー人材センターの仕事や活動の紹介もします。この機会にぜひご参加ください。

■期 日 = 6月9日(金) 午前9時30分～正午

■場 所 = 町シルバー人材センター

■締 切 日 = 5月31日(水)

■受 講 料 = 無料

■対 象 者 = 60歳以上(令和6年3月31日時点で60歳以上の人)で、町シルバー人材センターへの入会を検討している人

■申込方法 = 町シルバー人材センターに直接電話でお申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、

公益社団法人 三股町シルバー人材センター

三股町大字樺山3890-5 ☎: 52-7150 にお申し込みします。

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験(第1回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称:J アラート】の全国一斉情報伝達訓練(第1回)に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時 = 6月7日(水) 午前11時ごろ

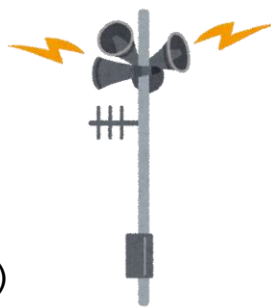
■試験方法 = 防災行政無線(広報塔)を使用します。

■放送内容 = コールサイン(1回鳴らします)⇒
「これは、Jアラートのテストです。」(3回鳴らします)⇒
下りチャイム(1回鳴らします)

※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。
中止する場合は、防災行政用無線でお知らせします。

★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。



◆「土砂災害防災訓練」を実施します

雨期が近づき、台風や大雨の被害が心配されます。町では次のとおり土砂災害に対する防災訓練を実施し、情報伝達手段の確認、避難所や避難経路などの確認を行い警戒避難体制の強化を図ります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■実施日時 = 6月4日(日) 午前9時～正午

■実施地域 = 第4地区 ※避難所(講習会場)は第4地区分館

■参加機関 = 梶山自治公民館、田上自治公民館、町、町消防団、
都城土木事務所

■訓練内容 = 情報伝達訓練・避難訓練・土砂災害に関する講習会



★お問い合わせは、
総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)
をお願いします。

◆都城・北諸盆地『お口の健康フェスティバル2023』のお知らせ

三股町・都城市の皆さんに向けたお口と歯の健康についてのイベントです。ぜひ家族でご参加ください。

■日 時 = 6月3日(土) 午後1時～3時
 歯と口の健康週間図画ポスター・標語の展示は
 6月3日(土)、4日(日) 午前9時～午後5時

■場 所 = 都城市ウェルネス交流プラザ
 都城市蔵原町11-25

■内 容 = ○キッズ体験コーナー
 ○手形コーナー(100人限定)
 ○矯正相談コーナー
 ○親と子のよい歯のコンクール など

※今年は歯科無料相談とフッ素塗布は行いません。

■料 金 = 無料



詳しくはこちらへ

★お問い合わせは、
 一般社団法人 都城市歯科医師会 ☎:24-2218
 をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和5年4月24日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、 検査、部品組み立て、 シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所へ …… 内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休みです)
受付時間	午前9時～午後5時



をお願いします。詳しい情報は、**宮崎 内職** で **検索** してください。

◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

※汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人の補助制度です。下水道への接続工事に対する補助ではありません。

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

■補助金額 =

人槽区分	【汲み取り槽または単独処理浄化槽からの転換の場合】
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	54万8,000円

※新築に対する補助はありません

上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助(ただし上限9万円)する制度を設けています。また、宅内配管工事部分についても補助(ただし上限10万円)を行います。

■補助を受けるためには =

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請と、補助金交付決定通知を受けてください。交付決定前に工事を始めると補助金の交付を受けることができなくなります。(交付決定前に職員が現場確認を行います。)また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

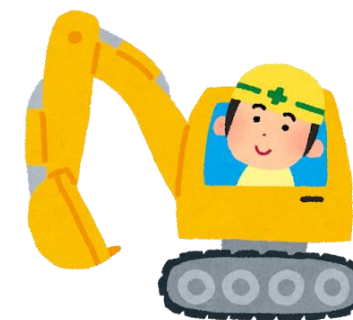
■補助の対象 =

居住に使用する建物(併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)で、既設の汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

■補助の要件 =

- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。(世帯用の「滞納のない証明」を添付してください)
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。

※浄化槽補助金については町公式サイトにも記載してあります。



★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通) お願いします。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

◆家族介護慰労金のお知らせ

重度の要介護高齢者を在宅で介護するご家族で、次のすべての要件を満たす主たるご家族に慰労金を支給します。

■対象者の要件 =

- 要介護高齢者が65歳以上で、介護保険の要介護4、5またはこれに相当すること
- 要介護高齢者と介護するご家族が同一世帯であり、無報酬で日常生活を介護していること
- 申請日の属する年度において、要介護高齢者の世帯全員が住民税非課税であること
- 過去1年間に、介護保険サービスを利用せず、在宅で介護していること。
(通算して7日以内の短期入所生活介護または短期入所療養介護のサービスを除く。)ただし、医療機関に入院した場合は、入院期間を除いて1年以上であること。
- 要介護高齢者と介護するご家族が申請日の1年前から町内に住所があること

■支給金額 =

年額10万円

※手当の支給を希望する人は事前に申請が必要です。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9062(直通)
をお願いします。

◆寝たきり老人等介護手当のお知らせ

寝たきりの老人、認知症の老人の介護者に対し介護手当を支給します。助成対象者は、町内に居住している寝たきり老人など(要介護認定4、5と認定されている人)と同居する家族で、6カ月以上にわたって日常生活を営むのに介護なしでは困難な人を介護する人に対し、月額1万5,000円を支給します。(入院やショートステイの利用日数によっては支給できない場合があります。)

※手当の支給を希望する人は事前に申請が必要です。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9062(直通)
をお願いします。

◆介護用品支給(助成)事業のお知らせ

重度の要介護高齢者を介護している町内に住所がある家族に対して、介護用品(紙おむつなど)を購入する費用の一部を助成します。

助成対象者は、町内に住所がある町民税非課税世帯の要介護度4または要介護度5と認定されている人を在宅で介護している家族です。

月ごとに1回6,000円のクーポン券を支給します。(入院やショートステイの利用日数によっては支給できない場合があります。)

- ### ■介護用品 =
- ①紙おむつ ②尿取りパッド ③使い捨て手袋 ④清拭剤
 - ⑤ドライシャンプー ⑥おむつカバー ⑦防水シーツ
 - ⑧おしりふき など

※クーポン券の支給を希望する人は事前に申請が必要です。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口) ☎:52-9062(直通)
をお願いします。

◆6月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■6月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：6月21日(水) 時 間：午後1時30分～3時 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の 予備日：6月28日(水)
場 所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、
町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9086(直通) にお願ひします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

高病原性鳥インフルエンザは、国内で越冬した渡り鳥の北帰行による感染拡大が懸念されています。豚熱は、野生イノシシでの感染が継続的に確認され、九州での発生が懸念されています。13年前に本県で発生した口蹄疫も、国外で継続して発生しています。伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

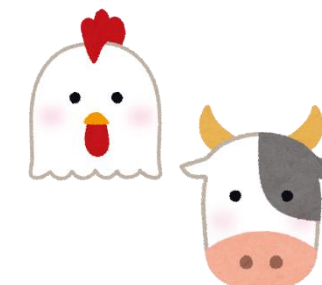
「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。


★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) にお願ひします。



◆肥料価格高騰対策事業のお知らせ



肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者に対して、令和4年11月～令和5年5月に購入した肥料費を一部支援します。

支援の対象となる農家	令和3年度に販売実績がある農業者
支援の対象となる肥料	令和4年11月～令和5年5月購入分 ※肥料法に基づく肥料
支援の内容	前年度から増加した肥料費の7割を支援金として交付
申請期間	6月15日(木)～20日(火) ※土曜・日曜を除く 午前9時～正午、午後1時30分～4時
申請場所	町役場4階 第1会議室
申請に必要なもの	<p>① 注文票(令和4年11月～令和5年5月に注文分) ※肥料の種類、数量、金額が分かるもの</p> <p>② 請求書または領収書 ※肥料の種類、数量、金額が分かるもの</p> <p>③ 支援金を振り込む通帳</p> <p>④ 化学肥料低減計画書 ※令和4～5年の2年間で、化学肥料低減に向けて、【取組メニュー】の中から2つ以上取り組むことが必要です。</p> <p>⑤ 参加申込書兼承諾書・口座振替依頼書</p> <p>⑥ 令和3年分の販売実績が証明できるもの (令和3年の確定申告書の控えなど)</p> 

【取組メニュー】2つ以上取り組むことが必要

- ア 土壌診断による施肥設計
- イ 生育診断による施肥設計
- ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ 堆肥の利用
- オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)
- カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)
- キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用
- ク 緑肥作物の利用
- ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用
- サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)
- シ 局所施肥の利用(例)側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等
- ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用
- セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)
- ソ 地域特認技術の利用

※取組内容がわかる書類など(土壌診断の診断結果、購入肥料の伝票、作業時の写真など)は、5年間保管しておいてください。

★お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口) ☎:52-9086(直通)
をお願いします。

◆6月1日は「人権擁護委員の日」です
～人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナーです～

全国人権擁護委員連合会では、人権への理解を深めるため、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。これに伴い、町では人権に関する特設相談所を開設します。

いじめ、虐待などの「人権相談」だけでなく、家族関係(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)・近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの問題でお困りの人は、人権擁護委員または宮崎地方法務局都城支局(☎:22-0490)へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■特設人権相談 =

期 日	6月6日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	くわはた みよこ 葉畑 実余子、 たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員



○町内の人権擁護委員

本町で活動する人権擁護委員は、次の6人です。人権擁護委員は、町長が推薦し、法務大臣から委嘱されています。

おとなり まさはる 大隣 雅春さん ばば しんご 馬場 真吾さん くわはた みよこ 葉畑 実余子さん
たけのした ようこ 竹之下 洋子さん くろき まさひろ 黒木 正弘さん たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子さん

★お問い合わせは、・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	6月5日(月)	6月19日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)

をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 6月 8日(木) 【都城市】 6月23日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	6月21日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。